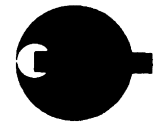


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定(障害福祉課)	一	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	七
○都市計画の変更(都市計画課)	二	○政治資金規正法に基づき解散の届出の届出事項の異動	九
○右同	二	○政治資金規正法に基づき届出の届出のあった政治団体の名称等	一〇
○右同	二	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	一〇
○都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	二	○政治資金規正法に基づき資金管理団体の届出事項の異動	一〇
(公) 告		○政治資金規正法に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体の名称等	一〇
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)	三	○政治資金規正法に基づき資金管理団体の届出のあった旨の届出のあった政治団体の名称等	一一
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	三	○監査結果公告	一一
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三		
○右同	三		
(警) 察本部告示			
○平成十九年度奈良県警察官A(第一回)採用試験の実施	四		

告 示

奈良県告示第五百十六号
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 平成十九年三月九日
 奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
藤井 厚史	奈良社会保険病院	大和郡山市朝日町一番六二号	循環器科(心臓機能障害)	平成十九年二月二十一日
大塚浩一郎	奈良社会保険病院	大和郡山市朝日町一番六二号	呼吸器科(呼吸器機能障害)	平成十九年二月二十一日
平田 直也	医療法人社団田北会田北病院	大和郡山市城南町二番二二号	泌尿器科(じん臓機能障害・ぼうこう機能障害)	平成十九年二月二十八日
濱田 良宏	医療法人高清会高天理市蔵之庄町四	天理市蔵之庄町四	胸部心臓血管外科	平成十九年

森安 博人	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目一番五九号	内科(心臓機能障害、呼吸器機能障害)	平成十九年二月二十一日
中谷 吉宏	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目一番五九号	内科(心臓機能障害、呼吸器機能障害)	平成十九年二月二十一日
櫻井 伸也	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目一番五九号	内科(心臓機能障害、呼吸器機能障害)	平成十九年二月二十一日
沢田 泉	医療法人友愛会沢田医院	御所市一八〇一四	内科・小児科(じん臓機能障害)	平成十九年二月二十八日
近藤 雅彦	近藤クリニック真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六一一八	泌尿器科(じん臓機能障害・ぼうこう機能障害)	平成十九年二月二十八日
小寫 秀之	小寫内科小児科	磯城郡田原本町三笠一七一八	内科・小児科(呼吸器機能障害)	平成十九年二月二十一日
小寫 秀之	小寫内科小児科	磯城郡田原本町三笠一七一八	内科・小児科(じん臓機能障害)	平成十九年二月二十八日

武井 誠	南和病院	吉野郡大淀町大字 福神一(一八一)	内科(じん臓機 能障害)	平成十九年 二月二十八 日
------	------	----------------------	-----------------	---------------------

奈良県告示第五百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画用途地域

- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部

奈良県告示第五百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、香芝市都市整備部都市計画課及び王寺町建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画道路第三・三・二号奈良西幹線

- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
北葛城郡王寺町本町一丁目、二丁目及び四丁目、畠田四丁目及び八丁目並びに香芝

市尼寺二丁目、今泉、上中、旭ヶ丘二丁目、高、北今市七丁目及び四丁目

奈良県告示第五百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び王寺町建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路第三・五・七 一六号王寺中央線	北葛城郡王寺町本町一丁目
大和都市計画道路第三・四・五 二号大埋王寺線	北葛城郡王寺町本町一丁目
大和都市計画道路第三・五・七 二号山陵王寺線	北葛城郡王寺町本町二丁目
大和都市計画道路第三・四・七 二号元町畠田線	北葛城郡王寺町畠田四丁目
大和都市計画道路第三・四・五 一号王寺田原本桜井線	北葛城郡王寺町畠田四丁目

奈良県告示第五百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称
葛城市

- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業三・四・七七〇号新庄駅前通り線

- 三 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成八年九月三日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 事業地
平成八年九月奈良県告示第百六十四号のとおり

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社優花	奈良市若葉台一 一七一	優花訪問介護ステーション	奈良市若葉台 一七一	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年三月一日
社会福祉法人功有会	北葛城郡広陵町 三吉一六九	大和園平和ホームヘルス濃庄町三三六	大和郡山手美濃庄町三三六	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年三月一日

有限会社笑み	北葛城郡広陵町安部六九九一	有限会社笑み(訪問介護ステーション)	北葛城郡広陵町安部六九九一	居宅介護重度訪問介護	平成十九年三月一日
プサービスセンター	一	一	一	護	日

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)として次のとおり指定しました。
平成十九年三月九日

病院又は診療所
奈良県知事 柿本善也

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人社団田北会田北病院	大和郡山市城南町二番一三三三	じん臓	平成十九年三月一日
医療法人社団高清会高井病院	天理市蔵之庄町四六一	心臓脈管外科、じん臓	平成十九年三月一日
天理市立病院	天理市富堂町三〇〇番地一一	じん臓	平成十九年三月一日
医療法人翠悠会桜井診療所	桜井市粟殿一〇一九一七	じん臓	平成十九年三月一日
吉江医院	桜井市東新堂八三番地のじん臓	じん臓	平成十九年三月一日

社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇	じん臓	平成十九年三月一日
医療法人友愛会沢田医院	御所市一八〇一四	じん臓	平成十九年三月一日
医療法人和幸会阪奈中央病院	生駒市俵口町七四一	じん臓	平成十九年三月一日
奈良県立三室病院	生駒郡三郷町三室二丁目一四一六	心臓脈管外科、じん臓	平成十九年三月一日
医療法人友愛会奈良友会病院	北葛城郡上牧町服部台五丁目二番一	じん臓	平成十九年三月一日
医療法人翠悠会王寺診療所	北葛城郡王寺町王寺二七一六	じん臓	平成十九年三月一日
近藤クリニック 真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六一一八	じん臓	平成十九年三月一日
田畑医院	五條市中之町一六一七番地一	じん臓	平成十九年三月一日
藤原京クリニック	橿原市四分町三番地	じん臓	平成十九年三月一日

南和病院	吉野郡大淀町大字福神一一八一	じん臓	平成十九年三月一日
中辻医院	吉野郡大淀町大字松垣本一〇四番地の二	じん臓	平成十九年三月一日

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号
平成十八年十月十八日第七八一九八号
平成十九年二月六日第七八一九八一号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月一日第六六三八号

三 開発区域に含まれる地域
生駒市北大和一丁目一五番地ノ一、一五番地ノ二、一五番地ノ三、一五番地ノ四、一五番地ノ五、一五番地ノ六及び一五番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪中央区難波二丁目二番二号
近鉄不動産住宅株式会社 取締役社長 星田八郎太

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。
平成十九年三月九日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十八年三月十七日郡士第一四一五号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十四日郡士第四一五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十四日郡士第二七号
開発区域に含まれる地域
- 三 開発区域に含まれる地域
大和郡山市筒井町九四三番地ノ六、九四九番地ノ一、九四九番地ノ四、九四九番地ノ五、九四九番地ノ六、九四九番地ノ七、九四九番地ノ八、九四九番地ノ九及び九五〇番地ノ六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大和郡山市小林町西三丁目一番地ノ二三
株式会社ゼネラル地所 代表取締役 佐藤孝夫
- 五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大和郡山市筒井町九四三番地ノ六、九四九番地ノ四及び九五〇番地ノ六
公共下水道 大和郡山市筒井町九四三番地ノ六、九四九番地ノ四及び九五〇番地ノ六の各一部

警察本部告示

奈良県警察本部告示第20号
平成19年度奈良県警察官A(第1回)採用試験を次のとおり実施する。
平成19年3月9日
奈良県警察本部長 坪田 眞明

1 試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	採用期日	職務内容
警察官A(男性)	60人程度	平成19年10月1日 又は平成20年4月1日	奈良県警察官(巡査)として奈良県警察本部、奈良県内の

警察官A(女性)	5人程度	平成20年4月1日	各警察署等に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のための職務に従事する。
----------	------	-----------	--

採用予定人員は、変更になることがある。

- 2 受験資格
 - (1) 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成20年3月末日までに卒業見込みの者
 - イ 奈良県人事委員会が特に該当する者と同等の資格があると認める者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 試験種目、試験日時、試験会場及び合格者発表表

第	次	試験	第1		第2	
			試験種目	試験日時	試験会場	合格者発表表
第1	体力検査	① 口試試験(注3)	平成19年5月26日(土)、同月27日(日)、同年6月2日(土)及び同月3日(日)のうち指定する1日	奈良県警察学校	【第1次試験合格者発表】 平成19年6月13日(水)午前9時(予定)	奈良県立(奈良市)
			集合時間 午前8時00分 試験開始 午前8時30分ごろ 試験終了 午後5時30分ごろ	奈良県警察学校(注2)	【第1次試験合格者発表】 平成19年5月18日(金)午前9時(予定)	奈良県立(奈良市)
第2	身体検査 適性検査		平成19年5月13日(日)	奈良県警察学校(注2)	【第1次試験合格者発表】 平成19年6月13日(水)午前9時(予定)	奈良県立(奈良市)
			平成19年6月20日(水)から同月22日(金)までのうち指定	奈良県警察本部第二庁舎(奈良市)	【最終合格者発表】 平成19年8月9日(水)午前9時(予定)	奈良県立(奈良市)

【最終合格者発表】
平成19年8月9日(水)午前9時(予定)

次 試	する1日 (注4)	柏木町11 9番地2)		
	口述試験 ②	平成19年7月23日 (月) から同月27日 (金) までのうち指定 する1日 (注4)		

注1 柔道又は剣道の経験者で、希望するものに対して実技判定を行い、その結果により体力検査の得点に一定の点数を加点する。

実技判定は、教養試験及び論文試験の実施後に1時間程度行い、会場は、奈良県警察学校とする。

注2 教養試験及び論文試験の会場は、上記のうちいずれかを受験票で指定する。変更することはできない。

注3 第1次試験における体力検査・口述試験①対象者は、教養試験の成績により決定する。

体力検査及び口述試験①の日は、上記のうちいずれか1日を指定して通知する。変更することはできない。

注4 第1次試験合格通知書で指定された第2次試験の日は、変更することはできない。

注5 合格(体力検査・口述試験①対象者の決定を含む。) 通知書が合格者発表の日から5日を経過しても到着しない場合は、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。

奈良県警察ホームページ (<http://www.police.pref.nara.jp/>) でも合格者発表後2週間、合格者(体力検査・口述試験①対象者を含む。) の受験番号を提供する。

4 試験の方法

試験	試験種目	内容
----	------	----

(配点)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による筆記試験を行う。40題出題で全問解答とする。(2時間)	警察官として必要な思考力、表現力等について、筆記試験を行う。(1時間)	探点は体力検査・口述試験①対象者についてのみ行い、論文試験を受験しなかった場合は棄権とみなす。	論文試験 (100点)	第1次試験	第2次試験
実技判定 (注2)	希望する者に対し、柔道又は剣道の実技について判定する。	希望する者に対し、柔道又は剣道の実技について判定する。	希望する者に対し、柔道又は剣道の実技について判定する。	実技判定 (注2)	第1次試験	第2次試験
体力検査 (100点) (注3)	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査する。	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査する。	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査する。	体力検査 (100点) (注3)	第1次試験	第2次試験
口述試験① (400点)	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行う。	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行う。	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行う。	口述試験① (400点)	第1次試験	第2次試験
身体検査 (注4)	職務遂行に必要な身体(体格及び健康状態)、運動機能等を有するかどうかを検査する。	職務遂行に必要な身体(体格及び健康状態)、運動機能等を有するかどうかを検査する。	職務遂行に必要な身体(体格及び健康状態)、運動機能等を有するかどうかを検査する。	身体検査 (注4)	第1次試験	第2次試験
適性検査	警察官として必要な素質及び適性を有するかどうかを検査する。	警察官として必要な素質及び適性を有するかどうかを検査する。	警察官として必要な素質及び適性を有するかどうかを検査する。	適性検査	第1次試験	第2次試験

(注) 口述試験② 主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行う。

注1 第1次試験については、教養試験、論文試験、体力検査(実技判定の結果に基づき加点を含む。) 及び口述試験①の合計得点により、第2次試験については、身体検査及び適性検査の結果並びに口述試験②の得点によりそれぞれ合格者を決定する(得点が同点の場合は、第1次試験の結果で判定する。)

注2 実技判定

柔道又は剣道の実技が優れている場合には、実技判定の結果に基づき20点を限度として体力検査の得点に加点する。

実技判定を希望する者は、柔道又は剣道のいずれかの種目を選択すること。

実技判定は、段位の有無にかかわらず受けることができるが、柔道については講道館初段以上の、剣道については日本剣道連盟初段以上の実力を有する者が加算対象となる。

なお、受付後の変更は認めない。

注3 体力検査

体力検査の検査項目は、腕立て伏せ、上体起こし、握力、立ち幅跳び及び20メートルランとする。

注4 身体検査

	警察官A(男性)	警察官A(女性)
身長	160cm以上であること	155cm以上であること
胸囲	おおむね78cm以上であること	
体重	おおむね47kg以上であること	おおむね45kg以上であること
視力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること	

色 覚	職務遂行に支障のないこと
健康状態、伝染性疾患、心臓疾患、運動機能その他について	胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患、運動機能その他について
運動機能	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること

身体検査は、集団検診により実施するが、検査費用は個人負担となる（詳細については、第1次試験合格者に通知する。）。

- 5 受験手続
- (1) 申込方法
次のいずれかの方法により、申込みを行うこと。
なお、持参による受付はしていないので、必ず郵送又はインターネットによること。

- ア 郵送による場合
- (ア) 所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、封筒の表に必ず「警察官A受験」と朱書した上で、奈良県警察本部警務課採用係あてに必ず配達記録郵便で郵送すること。
- (イ) 申込み時、受験票のはがきには、郵便番号、住所及び氏名を明記し、必ず50円切手をはること。
- なお、受験票には、写真をはらないこと。
- (ウ) 試験当日には、受験票に写真（最近3か月以内）に撮影した上半身脱帽、正面向、縦5cm、横4cmのもの）をはって持参すること。
- (エ) 受験申込先
奈良県警察本部警務課採用係
〒630-8578 奈良市登大路町80番地
- イ インターネットによる場合
- (ア) 奈良県警察ホームページ内の「警察官採用案内」の「電子申請」のボックスから電子申請・届出システムに接続すること（奈良電子自治体共同運営システムにリンクしている。）。

- (イ) 「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開くので、ID及びパスワードを未登録の者は、「利用者情報を登録されていない方はこちらから」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録すること。
- (ウ) 登録したID及びパスワードによりログインの上、受験申込みを行うこと。
- (エ) 受験申込み後、審査完了メールが送信されるので、審査完了メールに従って、受験票を確認の上、プリントアウトし、写真（最近3か月以内）に撮影した上半身脱帽、正面向、縦5cm、横4cmのもの）をはって試験当日に持参すること。

- (2) 申込受付期間等
- ア 郵送による場合
- (ア) 平成19年3月19日（月）から同年4月11日（水）まで（平成19年4月11日消印有効）
- なお、申込受付期間前に到着した場合は、受け付けできないので注意すること。
- (イ) 平成19年4月18日（水）までに受験票が到着しない場合は、奈良県警察本部警務課採用係まで問い合わせること。
- イ インターネットによる場合
- (ア) 平成19年3月19日（月）午前9時から同年4月2日（月）午後5時まで
- なお、申込受付期間中にサーバーメンテナンス等により停止している場合には、期間内の他の日に実施するか、郵送により申し込むこと。

- 6 採用等
- (1) 奈良県人事委員会は、第2次試験合格者を試験職種ごとの奈良県警察官採用候補者名簿に成績順に登録し、奈良県警察本部長の請求に応じて採用候補者を成績順に提示する。
- (2) 奈良県警察本部長は、提示された採用候補者の中から採用者を決定する。ただし、平成19年10月1日採用者は、平成19年9月末日までに大学を卒業している者の中から決定する。

(3) 奈良県警察官採用候補者名簿は、原則として当該名簿の確定後1年間有効とする。ただし、大学を卒業する見込みで受験した者については、平成20年9月末日までに卒業した場合に限る。

- 7 その他
- (1) 試験当日は、次の物を必ず持参すること。
- ア 教養試験、論文試験及び実技判定当日（平成19年5月13日（日））
- (ア) 筆記具（HB又はBの鉛筆及び消しゴム）、昼食、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）
- (イ) 実技判定を希望する者で、柔道を選択したものは柔道着、剣道を選択したものは剣道着、防具及び竹刀
- イ 体力検査及び口述試験①当日（平成19年5月26日（土）、同月27日（日））、同年6月2日（土）及び同月3日（日）のうち指定する1日）
- 筆記具、昼食、運動のできる服装（Tシャツ、ショートパンツ等）、体育館シューズ、上ばき（スリッパ等）及び下ばき入れ（ビニール袋等）

(2) 奈良県警察ホームページにより受験申込状況等の情報を提供し、並びに教養試験の例題及び論文試験の課題例を掲載する。

なお、教養試験の例題及び論文試験の課題例は、奈良県警察本部員民サービス課（奈良県分庁舎1階）において閲覧することができる。

(3) この試験の受験者は、次の表に掲げるとおり奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）に基づき口頭により試験結果の開示を請求することができる。

なお、電話等による請求は受け付けないので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、奈良県警察本部警務課にて請求すること。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種別別試験	第1次試験合格発表の日か	奈良県警察本部警務課

結果及び順位	ら起算して1 月間	午前9時から午後5 時まで(日曜日、土 曜日及び祝日は受け 付けない。)
第2次試験 受験者	第1次試験及び第 2次試験それぞれ の総合得点、種目 別試験結果及び順 位	
第2次試験 試験	第2次試験合 格発表の日か ら起算して1 月間	

- (4) 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となる。したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合がある。
- (5) 警察官A採用試験については、本年9月に警察官A(第2回)(男性・女性)の実施を予定しており、受験資格は今回と同様であり、今回の試験を受験した場合でも第2回の試験を受験することができる。
- 警察官A以外の者を対象とした警察官B(男性・女性)の採用試験は、本年9月に実施を予定している。
- (6) その他試験に関する問い合わせは、奈良県警察本部警務課採用係(0742-23-0110(内線2636))にすること。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓 喜

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
紀良治後援会	紀博	清水義文	生駒郡斑鳩町神南 三三二七	平成十九年二月二日
三橋保長後援会	奥野憲一	成田清造	天理市長柄町一八 五一	平成十九年二月一日
「角田つづみをサポートする会」	今井和夫	新屋敷光誠	生駒市あすか野北 一一一	平成十九年二月五日
県都奈良経研究会	大坪宏通	大坪好徳	奈良市雑司町一一 九一	平成十九年二月五日
政策グループ新し い風	中井俊明	中井俊明	大和郡山市小泉町 一八六一二四 二〇三	平成十九年二月五日
山田こうぞ後援会	中井俊明	村井裕	生駒市あすか台二 五一二七	平成十九年二月五日
植田ともゆき(泰 文)後援会	植田泰文	西岡明	橿原市出合町三二 一一	平成十九年二月六日
辻誠一後援会	大西一行	大西好野	北葛城郡上牧町桜 ヶ丘二一八一〇	平成十九年二月七日
もりた勝後援会	森田勝	森田安枝	生駒郡平群町春日	平成十九年二月

吉田まこと後援会	小川新一郎	吉田由美子	生駒市鹿ノ台西一 一一二	平成十九年二月九日
大淀町民の命とく らしを考える会	羽川健治	上江崇	吉野郡大淀町芦原 二七九	平成十九年二月十四日
さわやか大淀の会	信田富征	上江崇	吉野郡大淀町芦原 二七九	平成十九年二月十四日
奈良・新たななを 造る会	辻井昭雄	東口哲夫	奈良市芝辻町五〇 八一〇二	平成十九年二月十六日
安堵町あい正吾 後援会	高田悠紀夫	増井迪夫	生駒郡安堵町岡崎 五六六	平成十九年二月十六日
王寺町あい正吾 後援会	植田忠行	辻本昌司	北葛城郡王寺町元 町一八二六	平成十九年二月十六日
川上村あい正吾 後援会	大谷二二	中平幸夫	吉野郡川上村大字 柏木二六	平成十九年二月十六日
川西町あい正吾 後援会	上田直朗	村田友次郎	磯城郡川西町結崎 一〇七一	平成十九年二月十六日
上牧町あい正吾 後援会	杉田重雄	青木初代	北葛城郡上牧町友 が丘二一一一	平成十九年二月十六日
黒澤村あい正吾 後援会	辻村源四郎	家治隆司	吉野郡黒澤村大字	平成十九年二月

後援会			合10131	二十一日
廣陵町あい正吾 後援会	平岡仁	吉田ミキ	北葛城郡廣陵町壹 野三〇一四	平成十九年二月 二十六日
下市町あい正吾 後援会	東奈良男	鍵田光男	吉野郡下市町下市 三〇三	平成十九年一月 二十六日
下北山村あい正 吾後援会	上平一郎	山本静夫	吉野郡下北山村浦 向五	平成十九年二月 二十六日
曾爾村あい正吾 後援会	宇山禎則	平田徳和	宇陀郡曾爾村掛八 四五	平成十九年二月 二十六日
高取町あい正吾 後援会	筒井良盛	中垣宗久	高市郡高取町大字 松山四八	平成十九年二月 二十六日
十津川村あい正 吾後援会	更谷慈禰	藤澤豊	吉野郡十津川村大 字宇宮原八三 二	平成十九年二月 二十六日
平群町あい正吾 後援会	中筋弘	三橋庸正	生駒郡平群町三三 三五四一	平成十九年二月 二十六日

奈良県選挙管理委員会告示第八十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
 団体から同法第六條第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法
 第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(政党の支部)		
政治団体の名称	異動事項	異動前後
自由民主党奈良県 歯科技工士連盟支 部	会計責任者 植村昌広	林正人
自由民主党奈良県 土地改良支部	代表者 荒井正吾	奥野誠亮
政治団体の名称	異動事項	異動前後
政治団体の名称	異動事項	異動前後
松村ひろし後援会	代表者 松村裕玄	長谷川秀彦
田村とし後援会	会計責任者 吉中康真	吉中宗夫
住みよい郷土を創 る会	代表者 松井正剛	杉平陽治
松井正剛後援会新 生会	代表者 杉平陽治	松井正剛
大谷二後援会	会計責任者 栗山忠昭	菊谷孝雄

(その他の政治団体)

岩尾清正後援会	主たる事務 所の所在地	檀原市葛本町六 八四一六	檀原市内膳町四 一四一三	平成十九年二 月七日
森親会	代表者 主たる事務 所の所在地	森家幹雄 奈良市芝辻町二 一〇一六	石井孝 奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月八日
奈良県歯科技工士 連盟	代表者 主たる事務 所の所在地	小野山幸夫 奈良市芝辻町二 一〇一六	切川幹朗 奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月八日
奈良高同窓森岡正 宏後援会	主たる事務 所の所在地	奈良市芝辻町二 一〇一六	奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月八日
森岡正宏後援会	主たる事務 所の所在地	奈良市芝辻町二 一〇一六	奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月八日
洋々会	主たる事務 所の所在地	奈良市芝辻町二 一〇一六	奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月八日
松尾いさお後援会	代表者 主たる事務 所の所在地	福井良盟 奈良市芝辻町二 一〇一六	大西克彦 奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月九日
山崎操後援会	代表者 主たる事務 所の所在地	中井清 奈良市芝辻町二 一〇一六	福井光治 奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月九日
羽川健治後援会	代表者 主たる事務 所の所在地	羽川健治 奈良市芝辻町二 一〇一六	野瀬敏夫 奈良市芝辻町三 一八一二	平成十九年二 月十四日

奈良県土地改良政 治連盟	代表者 荒井正吾	会計責任者 羽川健治	代表者 奥野誠亮	平成十九年二 月十五日
国中けんじ後援会	主たる事務 吉野郡大淀町松 所所在地 垣本七〇九一四	主たる事務 吉野郡大淀町松 所所在地 六田二八一五	代表者 荒井忍	平成十九年二 月十六日
畑山庫一後援会	代表者 丸井克朔	代表者 荒井忍	代表者 米田秀雄	平成十九年二 月十六日
大和郡山市滝美後 援会	会計責任者 福井一夫	代表者 福井一夫	代表者 米田秀雄	平成十九年二 月二十一日
神田かつよ後援会	主たる事務 橿原市石川町四 七八一	主たる事務 橿原市石川町四 一〇七六	代表者 福井一夫	平成十九年二 月二十七日

奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称 斑鳩町あい正吾後援会	代表者の氏名 吉川勝義	解散年月日 平成十九年二月九日
-----------------------	----------------	--------------------

生駒市あい正吾後援会	安井宏一	平成十九年二月九日
河井重一後援会	庄司俊兵衛	平成十七年十二月二十六日
都祁あい正吾後援会	西畑勇	平成十九年二月二十四日
天理市あい正吾後援会	飯田靖	平成十九年二月九日
なます道子後援会	鯉江道子	平成十八年四月二十九日
奈良市あい正吾後援会	松岡泰夫	平成十九年二月二十三日
羽川健治後援会	羽川健二	平成十八年十二月三十一日
三橋保長後援会	成田清造	平成十九年二月一日

奈良県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金
管理団体の指定の届出があったので、同条第十九条の二第一項の規定により、次のと
り告示する。

平成十九年三月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

公職の候補者 氏名	公職の種類	政治団体の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	届出年月日
資金管理団体					

大坪宏通 議員	奈良県議会	京都奈良政 経研究会	奈良市雜司町一 一九一	平成十九年二 月五日
松井正剛 参議院議員	住みよい郷 土を創る会	桜井市桜井二 六	松井正剛	平成十九年二 月五日
植田泰文 議員	植田ともゆ き（泰文） 後援会	橿原市出合町三 二一	植田泰文	平成十九年二 月六日

奈良県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、公
職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法
第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

公職の候補 者の氏名	資金管理 団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
大谷敏治	としはる会	公職の種類	山添村長	山添村議会議 員	平成十九年 二月二十六 日

奈良県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金
管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、

次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

公職の候補者		資金管理団体	
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称所在地	代表者の氏名
大坪宏通	奈良市議会議員	おおつほひろみち後援会	奈良市雑司町一
松井正剛	奈良県議会議員	松井正剛後援会新生会	桜井市桜井二六
			松井正剛
			平成十九年二月五日

奈良選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

奈良選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

公職の候補者		資金管理団体	
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称所在地	代表者の氏名
			届出年月日

鯉江道子	御所市議会議員	なまき道子後援会	御所市柳羅三〇〇一〇	鯉江道子	平成十九年二月十五日
------	---------	----------	------------	------	------------

奈良選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百〇六号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、下北山村選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月九日

奈良選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

名称	所在地
池原公民館	吉野郡下北山村大字上池原六三三

監査委員公告

監査結果公告

監 第 11 号
平成19年3月9日

- 奈良県監査委員 大倉 潔
- 奈良県監査委員 南田 昭典
- 奈良県監査委員 井岡 正徳
- 奈良県監査委員 山本 保幸

監査結果

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

高田十六事務所 平成18年11月20日執行

河川占用料の測定及び未収金について

（事実認定）

河川の継続占用に係る占用料の一部について、前年度引き続き測定時期遅延が認められた。なお、平成18年度分の継続占用に係る占用料についても、また測定が行われていないものが認められた。

また、河川占用料において未収金の増加分が認められた。

（指摘事項）

平成18年度分の測定を早急に行うとともに、今後は奈良県河川管理規則に基づき年度当初に測定を行うべきである。

また、未収金については、電話及び訪問等により催告指導を行い、催告暫約書を提出させるなど時効を中断する手段を講じ未収金の解消に努めるべきである。

公用車事故の発生について

（注意事項）

公用車使用中における事故の発生が2件認められた。

公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図ることに、車両の適切な管理に努められたい。

南部農林振興事務所 平成18年12月18日執行

公用車使用中における毀損について

（事実認定）

前年度引き続き公用車使用中における毀損が認められた。

（指摘事項）

公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。

中部農林振興事務所 平成18年12月22日執行

農林漁業用解油脱脂身替農道整備事業における工事内容の変更に係る事務処理について

（事実認定）

農道整備事業において、当該工事により生じた残土の一部を、県別搬出先

<p>県営は塙整備事業の表土として利用するための搬入及び整地作業が契約の内容に含まれていないが、当該残土の一部に混入物が多いことが判明し表土として適さないためその部分は表土として利用せずに処分し、不足する表土については別途他の堆積土を搬入することに工事内容を変更したことに伴い、設計及び契約の変更等せずに処理されていた。</p> <p>工事内容を変更するにあたっては、設計及び契約を変更する等適正な方法で処理すべきであった。</p> <p>(指摘事項) 今後は、工事の執行にあたっては適正な契約事務を行うべきである。</p> <p>県営は塙整備事業に係る土壌の安全性について (監査結果に付記する意見) 県営は塙整備事業において、搬入した表土について、食の安全の観点から、事業者である県において土壌が安全であることの十分な説明を制作者に行わねばならない。 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>郡山保健所 平成 19 年 11 月 30 日執行 通勤手当の認定及び通勤報償費の支給について (事実認定) 前年度に引き続き、通勤手当の支給において認定を誤ったため、1 件、50,000 円の過払いが認められた。 また、通勤報償費の支給において認定を誤ったため、1 件、4,800 円の過払いが認められた。 (指摘事項) 適正に処理するとともに、今後の認定及び支給事務に留意すべきである。</p> <p>奈良警察署 平成 19 年 2 月 5 日執行 公用車事故の発生について (事実認定)</p>	<p>前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が 5 件認められた。 (指摘事項) 公用車の使用にあたっては、事故の発生を抑制するよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>桜井土木事務所 平成 18 年 10 月 27 日執行 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>東京事務所 平成 18 年 11 月 10 日執行 普通財産貸付料の納付について (注意事項) 継続分の普通財産の貸付料について、奈良県公有財産規則に基づき納期限内に納入通知が行われず、規則に定められた期日までに納付させていないものも認められた。 今後は、所定の期日までに納付させるよう事務処理を行うべきである。</p> <p>奈良県税事務所 平成 18 年 11 月 16 日執行 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1 件、58,367 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p> <p>宇陀土木事務所 平成 18 年 11 月 22 日執行 道路占用料の認定について</p>	<p>(注意事項) 道路の継続占用に係る占用料の一部について、認定時期の遅延及び認定日の遅延が認められた。なお、平成 18 年度分の継続占用に係る占用料についても、認定時期の遅延しているものが認められた。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に認定を行うべきである。 また、1 件、1,180 円の認定誤りが認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。</p> <p>委託料の支払いについて (注意事項) 委託料の支払いにおいて、1 件、1,485 円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。</p> <p>公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>五條土木事務所 平成 18 年 12 月 18 日執行 会計年度課りについて (注意事項) 平成 18 年 4 月に処分した家電製品の家電リサイクル料の支払いを平成 17 年度予算で支出していた。 今後は、適正な会計年度で支出すべきである。</p> <p>公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の発生を抑制するよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらねばならない。</p> <p>郡山土木事務所 平成 18 年 12 月 22 日執行 使用料の認定について</p>
--	--	--

<p>(注意事項) 行政財産の継続使用及び都市公園の継続占用に係る使用料について、調定時期の遅延及び調定日の遅延が認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県立都市公園条例施行規則に基づき年度当初に調定を行うべきである。 高等技術専門学校 契約事務について (注意事項) 中高年再就職支援事業としての専修学校等訓練委託において、2ヶ年度にわたる契約を締結しているものが認められた。 契約締結にあたっては、会計年度独立の原則に基づき、適正に処理すべきである。 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべし。 奈良土木事務所 平成19年1月15日執行 道路占用料の調定について (注意事項) 道路の継続占用に係る占用料の一部について、調定時期の遅延及び調定日の遅延が認められた。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例に基づき年度当初に調定を行うべきである。 公用車事故の発生について (注意事項) 公用車使用中における事故の発生が3件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべし。 田原本農業高等学校 平成19年1月17日執行 生鮮物売上収入の収納事務について</p>	<p>(注意事項) 生鮮物売上収入の収納事務において、出納員でないものが現金を受領し出納員に引き継いでいた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に収納事務処理を行うべきである。 広陵高等学校 住居手当の認定について (注意事項) 住居手当の支給において認定を誤ったため、1件、8,600円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 西和清陵高等学校 高等学校授業料の減免事務について (注意事項) 高等学校授業料の減免事務において、一部必要な所得証明書が添付されていないものが認められた。 今後は、世帯全員の所得証明書を添付させ、所得を確認すべきである。 斑鳩高等学校 平成19年1月23日執行 高等学校授業料の減免事務について (注意事項) 高等学校授業料の減免事務において、一部必要な所得証明書が添付されていないものが認められた。 今後は、世帯全員の所得証明書を添付させ、所得を確認すべきである。 片桐高等学校 平成19年1月23日執行 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、110,000円の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 美術館 平成19年1月26日執行 会計事務について</p>	<p>(注意事項) 収入事務において、収納手続きの誤り、調定漏れが認められた。また、収入と支出を相殺する処理が認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 資金前渡の精算について (注意事項) 資金前渡された経費の一部について、精算事務の遅延及び差引戻金の戻入遅延が認められた。 今後は、奈良県会計規則に基づき精算を行ったうえ、速やかに戻入すべきである。 郡山警察署 平成19年1月30日執行 公用車事故の発生について (注意事項) 前年度に引き続き、公用車使用中における事故の発生が2件認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべし。 文化財保存課 平成19年2月1日執行 使用料の調定について (注意事項) 使用料の一部について、奈良県行政財産使用料条例施行規則に定められた期限内に納付されていないものが認められた。 今後は、規則に定められた納付期限内に納付されるよう調定等を行うべきである。 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めらるべし。 生駒警察署 平成19年2月5日執行 公用車使用中における毀損について (注意事項) 公用車使用中における毀損が認められた。</p>
---	--	--

<p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。</p> <p>御所東高等学校 平成19年2月9日執行</p> <p>生産物売却収入の収納事務について (注意事項) 平成19年2月9日執行</p> <p>生産物売却収入の収納事務において、出納員でないものが現金を受領し出納員に引き継いでいた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正に収納事務処理を行うべきである。</p>	<p>敬勝高等学校 平成19年2月7日執行</p> <p>高等養護学校 平成19年2月7日執行</p> <p>社会教育センター 平成19年2月9日執行</p> <p>御所警察署 平成19年2月9日執行</p> <p>高田東高等学校 平成19年2月9日執行</p> <p>上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> <p>財団法人奈良県農業振興公社 平成18年12月15日執行</p> <p>会計事務処理について (注意事項) 平成18年12月27日執行</p> <p>会計事務処理において、平成17年3月に完了した警備等設備業務委託にかかる委託料について、平成16年度決算において未払金計上を行わず、平成17年度予算で支出していた。</p> <p>今後は、公社会計規程に基づき適正に会計事務処理を行うべきである。</p> <p>資産への会計処理について (注意事項) 平成19年1月17日執行</p> <p>事業用地は全て土地台帳により管理されているが、資産に計上すべき事業用地の一部について資産への未計上が認められた。</p> <p>資産に計上するとともに、今後は適正に処理すべきである。</p> <p>財団法人奈良県中小企業支援センター 平成18年12月20日執行</p> <p>受取利息収納事務について (注意事項) 平成19年1月26日執行</p> <p>受取利息収納事務において、受取利息の計上誤りが認められた。</p> <p>今後は、設備貸与機関標準会計基準に基づき、適正に会計事務処理及び決算事務処理を行うべきである。</p> <p>奈良県土地開発公社 平成19年1月11日執行</p> <p>支出科目について (注意事項) 平成19年2月1日執行</p> <p>予算執行において不適正な支出科目による支出が認められた。</p> <p>今後は適正な支出科目で支出すべきである。</p>	<p>奈良県住宅供給公社 平成19年1月11日執行</p> <p>通勤手当の認定について (注意事項) 平成19年1月15日執行</p> <p>通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、14、112円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>財団法人奈良県食肉公社 平成19年1月15日執行</p> <p>市場施設使用料に係る未収金について (事実認定) 平成19年1月15日執行</p> <p>市場施設使用料において、未収金の増加が認められた。</p> <p>(指摘事項) 今後は一層収納の促進に努めるべきである。</p> <p>財団法人奈良県解放センター 平成18年12月15日執行</p> <p>財団法人奈良県暴力団追放県民センター 平成18年12月15日執行</p> <p>財団法人奈良県交通豊見等援護会 平成18年12月15日執行</p> <p>財団法人奈良県工業文化振興財団 平成18年12月18日執行</p> <p>財団法人健やか奈良支援財団 平成18年12月18日執行</p> <p>財団法人なら・ソルクロード博記念国際交流財団 平成18年12月20日執行</p> <p>財団法人奈良県林業基金 平成18年12月20日執行</p> <p>財団法人奈良県文化事業団 平成19年1月11日執行</p> <p>奈良県道路公社 平成19年1月11日執行</p> <p>社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 平成19年1月17日執行</p> <p>財団法人奈良コンベンションビューロー 平成19年1月19日執行</p> <p>上記の団体における出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
---	---	--

【説 画】 一か月 三十四回五十五日 一階紙の一枚と四十五日(共) 羽来版

行 奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四一-二二一-一〇一〇

刷 株 式 会 社 春 日

奈良市三条町九一八
電話 〇七四一-二二五-一三三三

本誌は再生紙を使用しております。